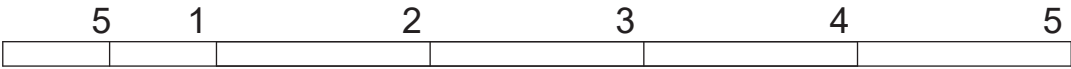


竜ヶ崎・牛久都市計画
地区計画計画図 東獺穴地区)
S=1/2, 500



凡 例

地区計画区域界

住宅地区

住宅地区B

文教地区

新規整備公共施設

【住宅地区A】
低層住宅を主体とした住宅市街地の形成をめざし、敷地の細分化を防止し、緑豊かなゆとりある良好な居住環境を実現する。

【住宅地区B】
住宅市街地としての良好な地区環境とバランスを取りながら、日常的に利用する生活サービス機能を一定程度受け入れ、賑わいと居住者の生活利便性を確保する。

【文教地区】
既存の中学校および幼稚園のゆとりある施設空間を継承し、安全で良好な教育環境を確保する。

地区計画区域面積 約16.2ha

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	住宅地区 A	住宅地区 B	文教地区	
			面積	約 8.8ha	約 2.4ha	約 5.0ha	
		建築物の敷地面積の最低限度	165 m ²			-----	
		建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物の屋根の形状や色彩及び外壁の色彩は、地域の住宅地環境に調和したものとする。 2. 屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観及び風致を損なわないものとする。 3. 専用住宅以外における空調室外機等の屋外設置物や工作物は、道路等からの景観に配慮したものとする。また、換気口や排気口等を道路等に面して設置する場合は、位置や向きに配慮し、かつ目隠しを設ける等、歩行者等に不快感を与えぬようにすること。				
		かき又はさくの構造の制限	道路から 1m 以内にかき又はさくを設ける場合には、原則として生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、これら以外を設ける場合は道路の境界と当該物の間に植栽を設けること。				